

連結納税制度の研究

民刑事法専攻 経済法務専修コース
李 恩美

序章

日本は、2002年、連結納税制度の導入に向けて、法人課税小委員会でも検討してきた。また、韓国でも2～3年後をめどに導入しようとして検討に入った。日本と韓国のこのような動きは、グローバル化が進み、国際的な企業再編について障害物を無くし、企業の競争力を高めるためであろう。その流れの中で、両国ともごく最近、持株会社の設立の自由を認め、企業組織の再編に関する制度等を導入した。その上、税制上の手当もなされている。最後に残されたものが連結納税制度であり、連結納税制度の導入論はこの改正の延長線の上にあるものである。

連結納税制度とは、企業グループを一つの課税単位として扱って課税することである。しかし、現行の法人制度は法人格ごとに個別の課税単位として扱って課税する。そのため、連結納税制度の導入は、法人税制の全般にかかる改正になる。実際に日本におけるこの論議は、20年前から存在し、すでにかんがりの研究が蓄積されている。また、最近、連結納税制度の導入に向けて、様々な場において以前にもまして多くの論考が公開されている。筆者は、今まで蓄積された巨大な研究と議論の上にさらに分析・研究する意義として、連結納税制度が法人税の大きなピッチャーを理解するのにより素材であることを付け加えたいのである。法人をどのような単位で課税するかの問題は、法人税と法人の関係を理解するのに有益である。そこで、連結納税制度を比較的な観点と政策観点から検討する。また、最近、検討に入った韓国でも、このような検討を参考にしたいと思う。

以下、本稿の構成を述べる。第1章で、まず、連結納税制度の導入論として議論された根拠について検討する。その上で、連結納税制度の類型により、各国の制度を比較する。第2章では、比較法観点から、新たに導入されたオーストラリアの連結納税制度の議論を概観する。そして、その論議を第3章における日本の連結納税制度の導入に向けた制度の設計・運営に関する議論につなげる。最後に、日本の連結納税制度の導入と関連して、租税政策論の観点からまとめることにする。

第1章 連結納税制度の導入論

第1節 今までの日本の論議

連結納税制度の導入論は、1976年の連結財務諸表規則の制定とともに始まり、1996年の持株会社の解禁と共に盛んになった。経団連などは、新規事業分野への進出や事業の再構築を行うためには、事業部分の子会社化や合併・分割などの抜本的な組織改革が必要であり、この企業の組織形態の選択に対する税制上の中立性を確保するために、連結納税制度の導入が不可欠であると主張してきた。また、国際的にも先進諸外国のほとんどが何らかの形で企業グループを一体として納税する方法を採用していることから、国際的な整合性も必要であるとしている。

どころが、連結納税制度の導入論を突き詰めると、経済的に関係がある企業グループをどのように課税するかという課税単位の問題と関わってくる。法人格ごとに課税する現行制度の下で、経済的に関連がある企業は、何らかの形で所得を振り替えようとする。企業グループは、欠損金利用するために様々な工夫をする。そしてそれに対処する方法も発達するようになる。その一つは、個別法人格を守る方向で、もう一つは、課税単位を拡張する方向で発達してきた。後者は、企業グループの一体性を強調するものである。諸外国の立法例を見ても、企業グループの経済的な一体性に着目し、法人間の配当の削減や損失と資産の移転に関して立法的な措置をとっている。

最近、日本の政府税制調査会でも「連結納税制度の意義は、企業

の事業部分が100%子会社として分社化された企業グループやいわゆる純粋持株会社に所有され企業グループのように、一体性をもって経営され実質的に一つの法人と見ることができ実体を持つ企業グループについては、個々の法人を課税単位として課税するよりも、グループ全体を一つの課税単位として課税するほうがその実体に適正な課税が実現されることになる。」と基本的な考え方を著している。連結納税制度の導入論は、このように法人税の体系と深い関係があるものである。企業グループについて、法人格という形式を超え、経済的な実質により課税するのがより適正な課税であるという考えである。

このような導入論の流れを踏まえ、より詳細に検討をすすめる。まず、現行法人税制で、なぜ企業グループの欠損金の利用問題が生じるのか、それが連結納税制度とどのような関係にあるかについて検討する。次に、課税単位の中立性の観点から、連結納税制度を必要とする論拠を検討する。その上で、簡単に各国の連結納税制度を比較してみる。第1章は、第2章と第3章の論述のための、連結納税制度の概観である。

第2節 欠損金の利用

第1項 現行法人税制

第2項 欠損金の移転

第3項 欠損金と連結納税制度

第3節 課税単位の中立性

第1項 分社化の促進と連結納税制度

第2項 事業部併合と子会社併合の選択における課税の中立性

第4節 国際的な整合

第1項 各国の状況

第2項 各国の制度

第3項 各国制度の比較

第5節 小括

以上で、連結納税制度の導入論を検討してきた。歴史的に見ると、どの国でも法人税は、法人格という私法上の原則の枠に従い、課税単位を定めている。しかし、法人格ごとに課税することは、法人が実際の担税力の主体であるという議論からより、ただ政府が課税しやすい媒介体であるという議論からである。法人ごとに所得を計算して、課税することが効率であるから、法人税の制度を法人格ごとに課税するように作ったのである。このように考えると、法人税の単位を法人格に一致させる必要はない。時代が発達されるのに従い、法人は、必要に応じて多様な形態をとるようになってきた。各国で、連結納税制度が発達してきた背景を見ても、持株会社の発達と関連がある。持株会社が発達するにつれて、経済的には一体性を持っているのに、私法上の法人格のため重く課税されることに對して、当然、企業は様々な工夫をするようになる。持株会社の発達という現状に、租税法は、法形式より経済的な実質に着目するようになる。結局、課税単位を決めることも、公平、効率、簡潔という租税の原則からである。持株会社については、一つの課税単位することが、課税徴収するのにより合理的であるということから、連結納税制度が発達するようになる。尤も、法人格ごとに課税する法人税の根拠が、徴収の確保に容易であることからすると、法人形態の発達により適用される法人税の範囲が違ってくるのは当然のことであろう。結局、筆者は、連結納税制度の導入論は、持株会社の発達により、企業グループに適正に合理的に課税することに帰着すべきであると考えている。

今まで、法人税制が必要に応じて法人格ごとに課税したと言え、法人格という単位に縛られている点は看過できない。連結納税制度の導入は、課税単位を変えることであるが、法人税の全般にかけた改正になる。つまり、法人税の根幹をひっくり返すことである。このような時点から、連結納税制度の設計について検討を始めよう。

第2章では、これを基にして、オーストラリアで新しく導入された連結納税制度の導入過程とルールを紹介、検討することにする。連結納税制度の基本構造と重要なルールを中心に観察することに

する。これは、オーストラリアの制度の議論・設計の内容と日本のものとを比較するためである。筆者が、日本との比較の対象として、オーストラリアを選んだ理由は、二つである。一つは、導入されたのが一番最近であるからである。新しい制度こそ、最近の議論や問題点をクリアする努力をしたはずであると思うからである。二つ、イギリスのような制度から本格的な連結納税制度に転換させた政策を見ることで、日本と韓国の制度設計の方向性を探ることができると考えられるからである。

第2章 オーストラリアの連結納税制度

第1節 連結納税制度の背景

第1項 オーストラリアの法人税制の改革

オーストラリアでは、1990年代に入り、経済改革とともに、大きな税制改革が提言、実施されるようになった。尤も、最近の税制改革は、1997年8月から始まった。この税制改革は、連合党により、1998年の選挙のために、重要な政策として提示されることにより始まり、ANTS(Tax Reform: Not a New Tax, A New Tax System)という声明書を発表した。この提案を検討するために、ラルフ委員会が設置された。この委員会により、巨大なレポートが提出された。最後のレポート(A Tax System Redesigned)が1999年7月に提出され、8月に政府の応答(The New Tax System)があった。委員会の勧告は、大半が受け入れられ、2000年から多くの措置が実施された。2000年には、法人税の改革だけではなく、GST(Goods and Services Tax)を導入し、個人所得税を軽減し、租税行政制度の改革もあった。

このような背景により改革された法人税などの重要なものを挙げてみると、第一は、法人税率の見直しである。法人税率は、36%から34%(00.7)、30%(01.7)に削減された。第二は、キャピタル・ゲイン税制の見直しである。今までのインフレ調整を撤廃し、個人優遇課税制度を導入した。キャピタル・ゲインの1/2だけ課税することにより、実効税率は24.5%(個人)、25%(中小企業)になった。第三として、中小法人に別のシステム(A Simplified Tax System)を導入して、中小法人の行政費用の負担を減少させた。第四として、トラストを法人のように課税することにより、法人課税の要件を整理した。

そして第五が、連結納税制度の導入である。これは、グループの条項の廃止とともに行われた。巨大な法人税の改革の波により行われたので、その観点から連結納税制度を観察する必要がある。

第2項 連結納税制度の導入

連結納税制度は、2001年7月から実行することになった。改革前も、オーストラリアは、イギリスのような制度を持っていた。会社間の損失移転に関する条項や会社間資産移転に対するキャピタルゲイン税の繰延などの個別条項があり、企業グループ内の取引に対応してきた。また、グループ内会社間の配当に対する課税軽減もあった。しかし、ラルフレポートによると、配当軽減やグループ条項だけでは複雑な問題や構造的な問題に対応できないので、本格的な連結納税制度を導入することになったと理由づけている。

このレポートは、企業グループが単一主体として課税されないという生じる問題点として、次のようなものを挙げている。第一に、企業再編に対する租税障害がある。第二に、グループ内部の配当に対する租税を処理する費用(franking rules)等の高い事務費用がかかることである。第三に、租税を減らすために、または、繰り延べるために、グループ会社間取引を操作することによる租税回避を行うことである。第四に、重層損失(Loss cascading)、二重損失(Loss duplication)、二重課税(Double taxation)、価値移転(Value shifting)などの重層的な所有権から発生する問題である。特に、二重に所得や損失が計算される原因は、重要資産の価値が変化する場合、帳簿価額の調整がされないまま、そのような資産を持っている株式の利益に反映されることから生じると指摘する。このような問題を解決するために、企業グループは単一主体として課税すること

が望ましいと、連結納税制度の導入の必要性を述べている。

このような理由から、ラルフレポートは、企業グループを個別課税することや株式利益と重要資産に価値の二重反映から多くの問題が起こるので、企業グループを単一の主体として課税することがより公平な租税システムになると考え、そこで、改革の目標を、連結の構造によりよい租税システムとして向上させることに置いた。その他に、新しい連結納税制は高い事務費用を削減し、オーストラリアの企業の競争力と効率性を増進し、租税システムの完全性を高めることにより公平性を増進する、という狙いがあった。このような戦略の中で、新しいリールの作りに入ったのである。

第2節 基本構造

第1項 構想された原則

まず、企業グループを一つの課税単位で課税する連結納税制度の導入という巨大な基本目標の下で、財務省は、設計のために基本原則を立てることから作業を始めた。その原則は次のようである。原則1、連結は選択できるが、グループが連結することを決めたら、そのグループのすべてオーストラリア居住企業は連結されるべきである。部分的な連結は、色んな問題が残ってしまうので、すべての会社、信託が連結されるべきである。連結子会社の範囲は100%にするが、従業員の株等の問題は残る。原則2、連結されたグループを一つの課税単位として扱うことである。これは、グループの内部取引は無視されることを意味する。連結グループ加入時、離脱時に租税属性の問題が生じる。加入時、独立的な租税地位を失い、離脱すると新しく地位を獲得することにする。原則3、今までのグループ条項は撤回する。原則4、個別企業の損失や会計ルールを連結グループに引き込むことができるようにする。原則5、繰越損失と会計ルールは、企業の脱退の際、連結企業に残す。原則6、脱退の際に必要な簿価を決めるために、新しいリールが必要である。

このような原則に基づいて、ラルフ委員会は、オプションを立てたり、議論したりすることにより、新しい制度を設計したのである。

第2項 立法されたルール(Exposure draft New Business Tax System Bill 2000)

法人税の改革のスケジュールにより、2000年12月に連結納税制度の具体的なルールを発表した。

連結ということは、完全に所有されたグループは、一つの納税単位として課税することである。今まで租税体系は、個々の法人に課税し、グループの内部の取引はすべて帳簿に載せ、ただグループ条項により多少の調整するようになっていた。しかし、提案された立法は、所得課税目的(income tax purposes)のために完全にグループを一つの課税単位として扱う租税体系である。このルールは、オーストラリアの完全持株会社(Wholly owned entities)と企業グループに適用される。

新しいリール(Consolidation)は、オーストラリアの所得税法の168条項(Division 168)として入るようになった。その168条項の構成は、大きく、四つの部分に分けられる。連結グループの一つ課税単位の取扱、連結のための適格性とその他のルール、連結時の損失の取扱に関するルール、連結時の資産の取扱に関するルールとして分けることができる。

ここで、まず、連結のための適格の要件(Eligibility to Form a Consolidated Group)や連結の選択の効力(Single Entity Treatment)の部分に該当するルールを考察する。次に連結の加入と離脱の際のルールに該当する部分を、別に節を分けて考察する。企業グループというものは、固定されたものではなく、絶えず変動するものである。企業グループの変動の際、損失と資産の移転に関するルールの設計は、連結納税制度の核心と言える。これらのルールが、租税回避の防止や重層的な所有関係から生じる問題点をクリアしたかどうかは、極めて重要であるからである。

第3項 連結の要件(168-C)

まず、連結グループを適格に形成するための必要な要件は、次の通りである。

連結グループは、一つの親会社 (head entity) と一つ以上の完全に所有されたオーストラリア子会社により構成される。親会社になるための適格要件は、オーストラリアの居住者である法人もしくはトラストであることと、普通の法人税率で課税されていることである。親会社が非居住者であれば、連結を選択できないので、そのグループの中で幾つの連結グループが生じるようになる。もし、親会社が他のグループのメンバーになると、親会社の適格性が失効する。グループのメンバーも同じの適格要件が必要である。

連結の選択は、親会社がグループの連結選択に関して書面通知で税務委員会に提出することによる。28 以後が効力日になる。いったん選択が発効すると、撤回できない。親会社が連結の要件を維持すると、その他のメンバーの変化があっても、その選択は有効である。従って、連結グループ内に他のメンバーはなく、親会社だけが残る場合もある。

第4項 連結の効力

一つのグループが連結の要件を満たすと、連結制度により、その企業グループは単一主体として扱われる。グループのメンバーは、親会社 (head entity) の部門 (division) として扱われ、親会社が代表として納税義務を負うことになる。グループの内部取引は租税計算の際、認識されない。つまり、経営費などの支払も算定されないし、メンバー間の内部配当も算定されないのである。このような扱いを部門アプローチ (divisional approach) という論者もある。

単一主体単位の課税扱いが、次のような租税属性をもたらす。親会社が連結グループのために単一の所得課税報告書を提出し、帳簿も配置する。個々の会社に連結前の部分の租税債務は残るが、100% グループのメンバーは、個別の課税主体としての地位を失う。連結された間、グループにより実現された経済的な利益は二重課税されないし、グループにより実現された経済的な損失も、租税上ただ一回認識される。これは、租税の影響を受けないまま、資産も移転できることを意味する。

以上で、連結の要件と効力について、考察した。以下で、オーストラリアの新しい制度の重要なルールである損失の移転と資産の移転に関するルールについて検討する。

第3節 連結グループに損失移転

第1項 改正以前の欠損金制度

改正以前でも、イギリスのような企業グループ内の損失移転制度があった。グループの条項の一つである損失移転のルールにより、同じ企業グループのメンバーの間で損失の移転が可能であった。しかし、その対象からトラストは除外されていた。また、移転できる損失も、タックス損失とキャピタル損失だけであったので、外国損失の移転条項はなかった。損失の移転は特定の課税年度に限られた。また、当事者間の同意によるものである。つまり、欠損金利用の必要性により、任意的にその制度を利用できることである。

第2項 新しいルール

168-J、168-R の条項は、連結グループに損失移転に関するルールと移転される損失の利用制限についてルールを各々規定している。これは、連結グループの加入法人が連結グループに損失を移転できるという原則4に基づいて作られたルールである。

損失を無制限に利用させることも一つのオプションである。しかし、このような制度は、税収上、どの国も採用してない。逆に、損失の持ち込みを完全に制限するオプションもある。しかし、このようなオプションは、企業再編に障害を与える。オーストラリアで、加入法人の損失の持ち込みを許したのは、連結のシステムが企業再編の障害物にならないためであると指摘されている。結局、オーストラリアでは、一定の制限の下で、加入法人は連結グループに損失を持ち込むことができるようなオプションを採択した。

では、その一定の制限をどのように設けたのであるか。まず、移転できる損失を制限し、その上、移転された損失の利用の制限を設けた。企業グループで損失を利用するためには、その損失が親会社

に移転できるかどうかを決定するようにした。つまり、移転のテストをパスしなければならないのである。また、移転された損失は、グループの親会社により利用できるかどうかを決めるようにしたのである。

第3項 連結グループへの損失移転

連結グループのメンバーになると、加入前の欠損金をグループに移転できるかどうかについてテストされる。一般的に移転が許される損失は、連結の外部にあったとしても、加入法人独立で利用できたはずの損失に限るべきである。つまり、持ち込める損失は、連結しなくても、その法人が繰り延べできる損失である。

そこで、連結グループに加入時に、持ち込む損失を決めるようになる。移転のためのテストは、加入の時 (joining time) に適用される。加入時を基準にして12ヶ月以前まで適用可能である。一番目のテストは、損失が起こった時期と加入時の間、同じ所有権を維持すること (continuity of ownership test) である。そのテストをパスしなかった場合は、次のテストを受けるようになる。加入前の12ヶ月間、同じ事業 (same business test) を行ったかのテストである。このようなテストに満たすと損失を企業グループ、つまり、親会社に移転できる。

このようにして、移転された損失は親会社において発生した損失となり、親会社の課税所得と相殺される。注意すべきことは、加入法人が一度移転した損失は親会社が利用できるようになるので、自分はその損失を使えない。また、一旦、移転された損失は、その法人が連結グループを離脱しても、その損失はグループに残されるようになる。それに、損失のテストにパスできなかった損失は、永遠に使えなくなるのである。親会社も、加入法人も利用できないのである。

第4項 移転された損失利用の制限

以上のようなテストにパスすると、損失はグループの親会社 (head entity) に移転される。しかし、損失を移転できたとして、すぐ利用できることではない。親会社 (head entity) は、移転された損失を課税所得の計算に使うことができるが、それには一定の制限がある。

その制限は、損失の量による制限と損失の性質による制限である。また、注意すべきことは、グループで発生された損失 (group losses) が移転された損失 (transferred losses) より早く利用されるべき、ということである。

まず、移転できる損失の最大の額は、加入法人により生じた連結所得の量に比例する。これにより利用できる損失の量は、制限される。さらに、そのような損失も、同じ損失の性質に従って使わなければならないという制限がつく。これをロス・ファクター (loss factor) 方式という。キャピタル損失、タックス損失、外国税割損失などの性質により制限されるという意味である。このような損失は、束 (bundle) 別に属し、その損失に関連した所得が生じたときに利用されるようになる。

上からみると、加入法人が企業グループに加入する時、実際に利用できる損失は、細かいルールに合致されるものに限られている。オーストラリアでは、連結グループに損失を持ち込むことを認める、反面、制限のルールを細かく制定することにより、租税回避に対処する政策を採ったといえる。

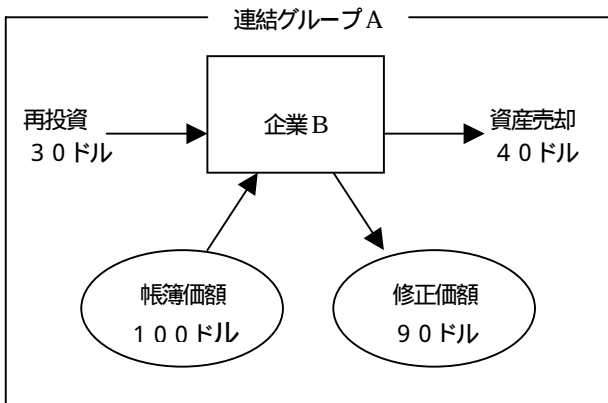
第4節 連結グループへの資産の移転

第1項 重層的な所有関係からの問題を解決する必要性

ラルフのレポートは、企業グループを連結して課税する重要な目的は、随行費用を削減し、二重課税と二重損失を防止することなどであり、それによって完全性を増す制度を作ることであると強調している。このような目的を達成するためには、連結の間、企業グループ内会社間の取引、すべてを無視しなければならない。個別の租税便益も無視されるべきである。従って、連結の間、会社内部の株式の利益とその利益に対する帳簿価額は、無視されるのである。ここから連結グループによって売却されたメンバーの株式に対して

帳簿価額修正する必要性が生じる。その帳簿価額は、株式譲渡の際、キャピタル損益を決定するものである。

次の簡単な例と図は、株式帳簿価額の修正の方法を示している。



連結グループ H があり、100ドルで企業 B を取得する。同時に取得価額が40ドルであった資産を外部に移転する。その後30ドルを再投資する。この企業の株式帳簿価額を修正すると、グループの原価である100ドルから、資産の加入時の価値である40ドルを引いて、再投資の価額である30ドルを加算する。すると、修正された帳簿価格は、90ドルになる。

このような修正により、価値移転を無くし、二重課税を避けることができる。グループにより実現された損益と株式譲渡時資産に反映された損益を二重にすることを防止するために、株式価額の修正が必要である。

第2項 提案された二つのモデル

最初、レポートは株式帳簿価額を修正する方法として二つを提示した。二つのモデルは、両方とも連結グループにより売却された企業の株式帳簿価額とその企業の資産に払った価額をリンクするのである。ただ、その結果をもたらす方法だけが相違する。

株式帳簿価額モデル (The entity-based model) は、株式の帳簿価額を修正するが、連結グループの中の子会社(subsidiary)の存在を維持する。このモデルは、法人の離脱時の株式帳簿価額は、株式のために支払った金額に、連結の間資産価額の変動額を加算する。従って、加入と離脱の際、資産価額を把握する必要がある。

モデルの例をみると、

$$ECB_x = ECB_n + (ACB_x - ACB_n)$$

ここで、 ECB_x : 連結から離脱の際、ある企業の株式帳簿価額

ECB_n : 連結への加入の際、ある企業の株式帳簿価額

ACB_x : 離脱の際、資産帳簿価額の総額

ACB_n : 加入の際、資産帳簿価額の総額

一つのグループの中に、持株会社 H と子会社 S が存在すると仮定する。H は S の株を100ドルで取得する。S は100ドル相当の資産を1年目に買収する。2年目にその資産を160ドルに売却する。同じ年度に H は S の株式を200ドルに売却する。

上記のモデルにより計算してみると

$$ECB_x = ECB_n + (ACB_x - ACB_n)$$

$$= \$100 + (\$160 - \$100) = \$160$$

従って、H における株式譲渡のキャピタルゲインは40ドルとなる。

資産価額によるモデル (The asset-based model) は、子会社の認識を捨てて、資産帳簿価格だけで株式帳簿価格を修正する。連結に加入している間、企業の基本資産の帳簿価額は、企業が株式のために払った金額と密接な関わりを持つ。脱退の際、株式帳簿価額は、基本資産の帳簿価額の合計となる。

モデルの実例は、

$$\text{連結の際} : ECB_n \quad ACB_n$$

$$\text{株式譲渡の際} : ACB_x \quad ECB_x$$

上記の例と同じ仮定をすると、

S に対する H の株式帳簿価額は100ドルである。資産 A (1) に対する帳簿価額は100ドルである。A (1) は160ドルで売却される。その利益は A (2) を購入するのに充てる。グループが200ドルで A (2) の資産を持つ株式を譲渡する。譲渡された株式の修正された帳簿価額は、A (2) の資産価格である160ドルである。結局、グループは、A (1) の売却により60ドルのキャピタルゲインを取得し、A (2) の株式譲渡により40ドルのキャピタルゲインを取得する。

二つのモデルの比較

企業の所有している資産の損益が株式の価値に反映されることにより二重損益 (loss and gain duplication) の問題が発生する。株式価額によるモデル (entity-based model) は、連結の間グループの内部損益を無視し、株式譲渡時、その株式帳簿価額を修正することにより、二重損益を計算することを防止するモデルである。しかし、実現されていない資産損益や連結加入以前の損益の問題は残される。反面、資産価額によるモデル (Asset-based model) は、現存しながら、まだ実現されていない資産の価額まで修正することができる。

株式価額によるモデル (Entity-based model) によると、株式帳簿価額に資産の価値を反映するので価値を移転できないが、連結加入の際、持っている資産について価値移転 (value sifting) を規制するルールが必要である。反面、資産価額によるモデル (Asset-based model) は、株式と資産の価値がリンクされているので、人為的に損失を発生させることはできない。

結局、オーストラリアでは、連結グループに加入した法人の資産の扱いには、資産によるモデルを採用することにした。株式価額によるモデルは、連結加入時の資産の移転と関連して特別なルールが必要になり、租税体系が複雑になることを理由として挙げている。

第3項 採択されたルール

以上から、連結の間、実現された損益を株式売却時の損益に重複して利用されないように、または、株式帳簿価額と重要な資産の帳簿価額を連携して二重損益の計上を防ぐために、加入法人の資産の帳簿価額を分配するルールを設定する必要がある。

資産価額によるモデルから作られた詳細なルールは、168-E、168-F、168-U 条項になった。形成された連結グループに加入する場合、連結グループを形成する場合、連結グループを離脱する場合、三つに分けて規制するのである。資産価額によるモデルは、連結グループによる法人の買収と売却を、その法人の資産の買収と売却として扱うのである。

まず、連結グループに加入する場合をみると、グループの親会社の子会社の個々の資産を購入することとみなす。グループは、すべての資産と負債の価値を計算しなければならない。この個々の資産の価額は、連結グループによりその加入法人に配分された金額 (allocable cost amount) により定められる。グループの推定の買収価額 (the deemed acquisition price) である。加入法人の買収金額は、グループが加入法人の株式に払った金額に加入法人の負債額を合わせた金額である。グループは、加入法人の損失と分配に関する調整を行う。このような調整は資産の価値を反映するのである。その価額は、加入法人の取引株式 (trading stock) 減価償却資産の費用等を決める基準になる価額になる。

連結グループの形成時は、連結グループの加入時のルールと同じである。

連結から離脱すると、株式帳簿価額は資産の帳簿価額により再設定されることになる。連結グループから離脱する場合、親会社が離脱する法人の純資産の価額で離脱する法人の利益を獲得したと推定する。離脱する法人は、親会社が資産に支払った価額で、資産を獲得したとみなす。

第5節 小括

以上、オーストラリアが連結納税制度を導入した過程と設計されたルールについて、検討してみた。ここで、オーストラリアの連結納税制度について、租税政策の観点から、幾つの問題意識を加えることにする。

まず、オーストラリアは、連結納税制度の導入とともに、グループ条項を撤回した。この廃止により、連結を選択しないグループは、親子会社でも損失を移転できなくなった。連結は強制的ではないが、企業グループが連結を選択するインセンティブになったと言える。企業グループは個別的課税より連結課税の方が、より合理的なタックスシステムになるという政策からである。

また、政府は、以前のグループ条項や損失移転の条項が、租税回避の問題や二重損益の問題などを起こすことに注目した。新しいの制度が、損失利用の制限ルールや移転する資産ルールの設計に力点を置いて、細かくルールを設計したことから、租税回避の対応の狙いが見られる。

オーストラリアは、連結納税制度の導入とともに中小法人にも新しいシステムを導入した。連結納税の対象が大法人に制限されることを考え、中小法人においては別の観点から政策を立てたということであろう。企業規模によりタックスの取扱を区別したのである。

第1章で比較したように、イギリスの制度の方がアメリカの制度より、簡単に企業間損失を移転できるという長所がある。しかし、オーストラリアが、イギリスのような制度からアメリカのような制度に転換した理由は、全般的な法人税改革より、租税システムの完全性を高めようとする政策からであるように見つけられる。つまり、企業グループが欠損金の利用をするための導入という理由もあるが、法人税の全般にわたる整合性のためと思われる。

第2章の議論に基づき、現在の日本での議論と比較する。日本の議論については、連結納税制度の設計だけでなく、導入後の運営面（実行面）まで議論を広げてみる

第3章 日本の連結納税制度の導入と実行

第1節 連結納税制度導入の過程

第1項 他法の改正と法人税の改正

第2項 「連結納税制度の概要」から

第2節 ルールの設計に関する具体的な論点

第1項 適用範囲

現行の法人税の納税義務者は、まず、内国法人と外国法人（法人税法4条の1項、2項）に分類され、内国法人は、公共法人、公益法人、人格のない社団、協同組合など、普通法人に分類される。このような分類により、納税義務から免除される、営利目的の事業だけに課税するといった区分を与える。しかし、法人税の税収の大部分は、普通法人である。

連結の対象に、このような対象から、どれを取り入れるかを定めることは、一つの大きな論点である。公共法人と公益法人などは、連結納税制度の趣旨から考えても、また入れた後の制度が複雑化することを考えても、連結の対象から除外し、普通法人に限るようになる。

さらに、普通法人でも、中小法人と大法人との間の区別の問題がある。なぜなら中小法人の場合は軽減税率が適用されているので、税率の問題が生じるからである。しかし、連結納税制度の趣旨から考えると、分社化される場合や持株会社の利用することを考えると、中小法人を連結の対象に入れて考えるべきであろう。その後、税率の問題の解決策を探すべきである。

この点について、オーストラリアの場合は、中小法人に新しいシステムを入れることにより解決している。アメリカの連結納税制度の場合も、S法人を連結の対象から除外している。それは、連結納税制度が適用されなくても、パートナーシップやLLCを利用して、同じ目的を達成することができるからである。

また、子会社の範囲をどのように決めるかも重要な論点である。

「連結納税制度の基本的な考え方」は、連結子会社の範囲を持株100%に限定し、内国法人に限定している。ただ、例外として従業員の株、ストック・オプションを認める。なぜ100%に限定するかは、少数株主の保護の問題やルールの複雑化のために線引きしたことである。

第2項 メンバーの変動に対するルールの設計

企業組織を再編すると、連結グループのメンバーの変動が起こる。連結グループは、株式を取得することや資産のうちきることなどにより、簡単に連結グループに加入されたり、離脱されたりするのである。そのような変動に対処するために、メンバーの加入・離脱のルールは、連結納税制度において最も重要である。それは、メンバーの変動とともに、適用される租税体系が違ってくるからである。連結の加入により個別法人課税の体系から連結納税体系へ、連結の離脱により連結納税体系から個別法人課税へ、その法人のすべての租税属性が変わる。特に欠損金をどのように、どこまで連結体系で利用させるようにするかは、連結納税制度の核心であると思われる。

連結体系では、グループ内部で欠損金等を共同で利用できるのがその特徴である。その損失は二つに分けることができる。連結の間発生した損失と連結される前に生じた損失である。前者の場合は、連結の間発生したので、メンバー間で損益通算されることは当然なことである。また、連結グループの欠損金が全部利用しきれなかったら、繰り越しされるようになる。日本の導入案でも、連結の間発生した連結欠損金は5年間繰越控除ができると提示されている。

問題は、後者の連結を選択する前に発生した欠損金の利用である。連結納税制度の適用開始前に生じた欠損金及び連結グループ加入前に生じた欠損金額の扱いは、メンバーの変動と密接な関係にあるともいえる。日本の導入案は、租税回避や税収の減少などを考慮して、原則的に繰越控除を適当ではないと示している。ただ、例外として、長期間100%で子会社であった場合や適格合併によって子会社になった場合には連結グループに繰り越せるようにしている。

ここで、連結グループに加入・離脱する際、加入法人の損失金の持ち込みについて、どう考えるべきかとそのルールの設計をどうすべきかを検討する。欠損金の持ち込みを完全に認めないこともできるが、企業再編の障害になる可能性がある。逆に、すべての繰越損失を移転可能にする選択も可能であるが、この案は歳入を考慮すると全く可能性はない。

諸外国のルールを参照すると、フランスやオランダなどは、加入前欠損金を連結グループに持ち込むことを許し、基本的に、当該法人の個別所得の範囲でのみ控除が認められている。代表的なルールがアメリカの個別申告制限年度（Separate Return Limitation Year）ルールである。加入前欠損金を連結グループに持ち込む場合には、基本的に当該会社の個別所得の範囲でのみ控除が認められるということである。例えば、「個人Aが親会社Pの全株式を所有している。第1年度に、Aが会社Tを設立し、Tは100の欠損金を計上して将来年度に繰り越す。第2年度に、PはT株のすべてを取得し、TはPグループのメンバーになる。第2年度に、Pグループは、300の連結課税所得を有する。Tの勘定項目だけを見ると、連結課税所得は70であった。ここで、SRLYの原則により、第2年度連結課税所得から控除できる欠損金の額は、70である。」

また、オーストラリアの制度のように、損失の移転に関する一定のテストやロス・ファクターによる制限する方法もある。このように、どの国でも、加入前の欠損金の持ち込みについて、一定の制限に関するルールを持っている。それは、加入前の欠損金を利用して、租税回避することを防止するためである。

日本のように、最初は税収を考慮して欠損金の持ち込みを認めないことも、一つの政策であろう。しかし、連結納税制度の趣旨が、企業再編することにより企業を活性化することであるならば、少し複雑なルールになっても一定の制限の中で欠損金の持ち込みを認めることが望ましいのではないかと。

第3項 二重計上の問題と投資修正のルール

連結納税制度の設計にあたり、もう一つ重要な論点は投資修正である。

まず、投資修正とは何であり、どのような理由で作られたルールであるかをみる。子会社株式の帳簿価額にその子会社の所得または欠損金額を加減算する取扱いのことを投資修正という。オーストラリアの議論でみたようにそのルールの設計は、いろんな提案がある。どのようなルールになるようが、投資修正のルールがないと、親会社の子会社の株式譲渡時に、所得や損失が二回カウントされる問題が生じるので、このような問題を解決するためのものである。

ところで、投資修正の発想は、組合課税のそれに似ている。組合課税については、組合の損益が出資者にパス・スルーして課税される。連結納税制度を設計するに当たり、組合課税のようなルールを採用すべきか。それとも、通常の法人課税のルールをそのまま適用すべきか。連結納税制度を適用する場合には、組合課税の場合と同様に、配当の形でキャッシュが動かなくても、子会社の所得を親会社の手元に取り込んで課税する。その意味で、キャッシュ・フローと課税上の計算とに、食い違いが生ずる。このような食い違いを処理するためには、投資修正ルールを採用することが、原理的に望ましい。連結グループをできる限り一個の法人に近接させて扱うためには、投資修正を行うのが望ましい。結局、連結納税制度を設計するにあたって、このようなルールを導入するか否かは、連結グループをどこまで一体のものとして扱うかの問題であり、大きな意味を持つ。

諸外国の制度を見ると、アメリカが投資修正ルールを持っている。アメリカにおいては、每期、投資価額修正を行っている。しかし、アメリカの以外の国では、このようなルールは見られない。アメリカでも、最初から持っていたのではなく、その制度を利用して二重に損失を利用することになり、これを対処するために導入されたのである。

最近、連結納税制度を導入したオーストラリアでは、二重損失の利用、二重課税、価値移転などの問題を解決するために、投資修正のルールを組入れた。アメリカのような株式の帳簿価額の修正によるものではなく、株式価額と資産にリンクさせる方法をとっている。

税制調査会でも、利益・損失の二重計上の防止のために、子会社の株式譲渡時において株式の帳簿価額を修正するルールの必要性を示している。アメリカのように每期ではなく、譲渡時だけにする。煩雑さを避けるためであると考えられるが、譲渡時の修正のためには毎期の所得や利益を記帳しておかなければならない。投資修正を每期行うか、譲渡時だけにするかは、大切な問題ではないと考えられる。

むしろ、大きな焦点になっている連結加入法人の資産に関するルールと関連して考える必要がある。税制調査会で、連結グループへの加入に際して加入法人は、資産の評価益・評価損の計上を行うという時価評価のルールを導入することを提案している。時価評価の対象になるのは、固定資産、土地等、金銭債権、有価証券及び繰延資産である。例外として適格合併により被合併法人の子会社などがした場合である。このような原則を立てたのは、租税回避の防止のための策と言えよう。なぜなら含み益がある資産を、連結グループに持ち込んで、後に実現させることを防止するためである。しかし、この点について、含み益がある資産の評価益を実現させることになると、企業側の連結納税制度の選択を躊躇させるという理由から、経済団体の反対がある。

とにかく、2章で提示したオーストラリアが採択したの資産によるモデルは、投資修正の側面や資産の評価の側面でも参考になる議論である。このモデルは、利益・損失の二重計上の問題だけではなく、含み益のある資産から、連結グループに所得を実現される問題をクリアしたといえる。オーストラリアが、アメリカのような株式帳簿価額のモデルより、資産によるモデルを選択したのは、二つの問題をいっぺんに解決しようとする意図があったからである。この

ような理由から、資産と株式の価額をリンクさせる資産によるモデルは、興味深いものである。これは法人税について研究することにおいて、大きな役割をしてくれると思われる。日本の場合、今まで、もっぱらアメリカのような連結納税制度を導入しようとするようにみえるが、これからこのような議論も行われると思う。

以上のように、連結納税制度の設計は、様々な論点があるし、そのルールも複雑なものである。大きな論点だけを見ても、線引きをどこでやるかには、いろんなオプションがある。私法上の法人格というものより、経済的な実体から連結グループを一つにさせることが簡単なものではない。これは、制度の設計の面ではなく、それを導入して実行する面でも様々な問題がある。では、導入とともに議論すべき幾つかの問題点を指摘することにする。

第3節 制度の導入に伴う実行上の問題

第1項 税収の減少

第2項 事務コストの増加

第3項 税務手続と税務調査

むすび 連結納税制度の導入と租税政策

日本では2002年の導入を目指して、連結納税制度の導入論が様々な場で議論されているが、結局、政策論に帰着するものと考えられる。企業グループで課税することが、法人格ごとに個別単位で課税することより、必ずしも優れた政策であるとは主張できない。そもそも法人税の課税単位を法人格ごとに定めたのは、法人が存在するからではなく、個別に課税するのが便利という政策からである。ただし、企業再編が頻繁に行われる現実、各国の法人税改正の流れや持株会社の発達を考えると、課税上、企業グループに対し、新たな対応が必要になってきたといえる。企業グループを一体で課税することにより、法人税制の向上と企業の競争力を高めようとする租税政策から、連結納税制度を導入しようとする動きは望ましいと考えられる。

但し、連結納税制度の導入が決定された時点で、また、その導入過程で考慮すべき租税政策は何であろうか。第一に、ルールの設計と線引きのことである。本格的な連結納税制度の導入になっているので、ルールが複雑になることは必然なことである。それでも、せっかくの導入であるので、それなりの効果をもたらすところまで至らないといけない。どこで線引きをすると、どのような効果ができるかを考えるべきである。つまり、それを実行すると起こり得る効果まで考え、また、法人税の大きなピッチャーの中で、議論すべきであろう。特に、連結納税制度は、法人税の全般にかけた改正になるからである。また、様々に対立している当事者の議論による制度にならなければならない。この面で、オーストラリアの法人税の改革は大いに参考になる。最初、政府の案が出され、次にラルフという企業家などの民間人による議論・検討がなされ、また再び、政府が取捨選択するという立法の過程であった。そうしながらも、始終一貫、その制度の大きな戦略と原則に基づいた改正になった。しかし、どのような効果を達成したかを評価するまでは至っていないが、これから日本の立法過程でも制度の運営の面でも、オーストラリアの制度は役に立つものであろう。

第二に、日本の連結納税制度の導入において、一番大きな議論となるのは、二つの租税目的がぶつかっていることである。租税の目的には、税収の確保という財政目的の他に、課税を通じた何らかの経済目的を達成するという政策目的がある。従って、租税制度について考える際には、税収の確保と課税が経済に対して与える影響の両者の間のバランスについて十分に考慮する必要がある。まさに、連結納税制度の導入による税収減という財政の問題と企業の競争力の向上という政策目的がぶつかっている。また、租税目的と政策目的が交錯した時、租税の観点から譲ることのできない部分があるとする議論からみると、ルールの線引きとの関連で検討すべき点が生じる。来年の具体的なルールにより、連結納税制度の展望が見えてくるであろう。

